

寄付のお願い

公益社団法人大気環境学会は、大気環境に関する学術的な調査及び研究並びに知識の普及を図り、大気環境保全のために資することを目的として、幅広い分野の専門家が集まっている学際的組織です。現在は、大気環境に関する学術的な調査研究として、PM_{2.5}問題を筆頭とする大気汚染や東アジアからの越境大気汚染、自動車排出ガスによる地域汚染、福島原子力発電所に関連した放射性物質の環境での動態、それらの影響として健康影響、植物影響、室内環境等多彩な活動を行っています。

本学会は、内閣府の移行認定を受け、平成24年8月1日から、公益社団法人大気環境学会に移行しましたが、これに伴い「特定公益増進法人」となりました。

事業に必要な資金は、主に会員の方々の会費及び事業収入を充てていますが、今後これらの活動を充実推進させるためには、是非とも多くの方々のご支援、ご協力が必要です。本学会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄付をお寄せいただくようお願い申し上げます。

皆様からいただく寄付金につきましては、本学会の「寄付金等取扱規程」に則り、有効かつ適切に管理し、使用させていただきます。

寄付金の種類

本学会の寄付金には、次の3種類があります。

(1) 一般寄付金

本学会の事業ならびに運営を円滑に進めることを目的とするもので、この法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金です（常時募集中です。）。

(2) 特定寄付金（現在募集していません）

本学会人が予め研究発表会の開催等の用途を特定して、この法人の会員を含む広く一般社会に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金です。募金に係る経費は、募集総額の30%以下とします。

(3) 特別寄付金

上記のほか、用途および運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄付金です。

※ 金銭のほか金銭以外の財産（有価証券等）を含みます。

上記(1)～(3)は、いずれも本学会の寄付金等取扱規程における名称です。いずれも所得控除又は損金算入が適用されます。

寄付金のお申込み

寄付金お申込みの場合は、ご面倒ですが「寄付申込書」に必要事項をご記入の上、本学会「事務局」まで郵送又はE-mail、ファックスでお送りください。折り返し「受付番号」をお知らせし

ます。

「寄付申込書」は、下記よりダウンロードしてください。

なお、特定寄付金の場合は、事前に事務局にお問い合わせください。

- 「一般寄付金申込書」のダウンロード
- 「特定寄付金申込書」（現在募集しておりません）
- 「特別寄付金申込書」のダウンロード

※ 寄付は、一回につき、5,000円以上とさせていただきます。

寄付金のお振込先口座

郵便局、銀行備え付けの振込用紙をご利用ください。

- いずれも、口座名義（加入者名）は、「**公益社団法人大気環境学会**」です。
なお、恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。
- ご依頼人欄：ご住所、お名前、電話番号をご記入ください。
- 通信欄又はご依頼人欄の先頭に、「**受付番号**」をご記入ください。

◎ 郵便振替をご利用の場合

ゆうちょ銀行

00110-4-323427

口座名義 公益社団法人大気環境学会

◎ 銀行をご利用の場合

三井住友銀行 新宿通支店

普通預金 8316905

口座名義：公益社団法人大気環境学会

受領証明書の郵送

寄付金が入金されたことを確認した後「寄付金受領証明書」（領収書）を郵送いたします。本寄付金は、寄付金控除の対象となりますので、確定申告時まで大切に保管してください。**税法上の優遇が受けられます。**

寄付についての問い合わせ先

公益社団法人 大気環境学会 事務局

住所

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8

電話/FAX

電話：03-3341-5632 FAX：03-3341-8224

ホームページ

<http://www.jsae-net.org/>

E-mail

jsae@msf.biglobe.ne.jp

※ 本学会は、特定公益増進法人です。

内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定（認定日は平成 24 年 7 月 23 日、移行登記は同年 8 月 1 日）を受けておりますので、本学会への寄付金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税(法人)の控除が受けられます。

※「特定公益増進法人」とは、次の法人をいいます。

- ・ 独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの
- ・ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人
- ・ 私立学校法第 3 条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
- ・ 社会福祉法人
- ・ 更生保護法人